

広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会 調査報告書の概要について

第1 本委員会の設置と活動経過

1 本委員会設置の経緯

当時広島県立中学校（以下「本件学校」という。）2年生であったAさんは、2学期の始業式当日である令和4年（2022年）8月24日午前7時59分ごろ、列車に轢かれ死亡した。

本件学校は、Aさんについて、生徒及び教職員から聞き取りなどを行った上で、同年10月13日、広島県教育委員会（以下「県教委」という。）に対し、「基本調査」と題する書面（以下「基本調査報告書」という。）を提出した。なお、遺族が同書面を受領したのは、令和5年（2023年）3月1日であった。

Aさんの遺族（以下「遺族」という。）は、令和5年1月30日、県教委に対し、『「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について（通知）（平成26年7月1日付26文科初第416号文部科学省初等中等教育局長通知）』（以下「背景調査の指針」*1という。）に基づく詳細調査を要望した。

同年4月13日、県教委が制定した調査委員会設置要綱（以下「県教委要綱」という。）が施行されたが、これを閲覧した遺族は、調査委員及び調査対象に関する要望が無視されたと感じ、広島県知事あてに、知事部局において第三者調査委員会を設置することを要望した。

同年5月22日、県教委要綱が廃止され、同年9月28日には、知事部局において広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会（以下「本委員会」という。）の設置を定める設置要綱（以下「本設置要綱」という。）が施行された。

その後、各職能団体等からの委員の推薦を経て、令和6年（2024年）4月14日、本委員会の第1回会議が開催された。

2 本委員会の目的・所掌事項

(1) 目的

*1 背景調査の指針によると、背景調査は基本調査と詳細調査から構成される。基本調査とは、自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生（認知）後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査である。詳細調査とは、基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる、より詳細な調査である。全ての事案について詳細調査に移行することが望ましいが、難しい場合は、少なくとも、ア) 学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合、イ) 遺族の要望がある場合、ウ) その他必要な場合には、詳細調査に移行するとされている。

背景調査の指針に基づき、令和4年（2022年）8月24日に発生した本件学校の2年男子生徒（Aさん）の自殺について、本件自殺に至るまでの事実関係に関する詳細な調査及び検証並びに本件自殺の原因及び背景要因の究明並びに本件学校及び県教委の本件自殺前後の対応について調査等を行い、今後の再発防止を図ること。

(2) 所掌事項

- ① 本件自殺に至るまでの事実関係を調査及び検証し、本件生徒に何が起きたのかをその心理状態も含めて明らかにすること。
- ② 本件自殺に至るまでの事実経過において、本件学校の本件生徒に対する対応の事実関係を調査し、本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
- ③ 前2号に規定する調査によって明らかになった事実関係を踏まえて、本件自殺の原因及び背景要因について究明すること。
- ④ 第1号及び第2号に規定する調査によって明らかになった事実関係に対して、本件学校及び県教委がどう対応したのか、又は対応しなかったのかを明らかにし、本件学校及び県教委の本件自殺前後の対応が適切であったかを検証すること。
- ⑤ 前各号に規定する調査等によって明らかになった結果を審議し、広島県の子供が健やかに生きるための環境整備の視点も踏まえた再発防止に関する具体的な対応策及び改善策を提言すること。

3 委員構成

| 役職 | 委員氏名 | 推薦団体（所属） | 専門分野等 |
|------|-------|--------------------|---------------------|
| 委員長 | 中嶋 善英 | 山口県弁護士会 | 法律 |
| 副委員長 | 窪田 由紀 | 一般社団法人 日本臨床心理士会 | 心理 |
| 委員 | 大貫 隆志 | 一般社団法人 ここから未来 | その他必要な知識 経験を有する者 |
| 委員 | 岡田 卓司 | 山口県弁護士会 | 法律 |
| 委員 | 塚本 千秋 | 一般社団法人 日本児童青年精神医学会 | 児童精神医学 |
| 委員 | 寺川 史朗 | 日本教育法学会 | 教育 |

4 本委員会の活動

(1) 会議の開催

計 31 回開催

(令和6年（2024年）4月14日から令和8年（2026）年4月12日まで)

(2) アンケート調査

Aさん及び本件学校の状況について、本件学校のすべての生徒及び保護者を対象として、アンケート調査を実施

回答期間：令和6年（2024年）7月17日から同年8月5日まで

回答件数：生徒合計335件、保護者合計459件

(3) 聞き取り調査

| | 遺族 | 教職員 | 生徒 | 保護者 | 県教委 | その他 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 実人数 | 3名 | 30名 | 54名 | 20名 | 6名 | 20名 | 133名 |
| 延べ人数 | 18名 | 33名 | 54名 | 20名 | 6名 | 20名 | 151名 |

(4) 資料調査

遺族、本件学校、県教委、Aさんが通っていた学習塾及び広島県警察本部から提供された調査資料（総頁数は約8000枚）

第2 調査報告書の概要

1 精神医学的・臨床心理学的考察のまとめ

- (1) Aさんは乳幼児期から小学校時代にかけて、心身の発達は順調であり、学業成績も優秀で、友人関係も良好であった。自己主張が多少苦手だったが、日常生活や学習に支障をきたすほどではなかった。
- (2) 中学校進学後、Aさんの学校適応に困難が生じた。背景因子としては、急に大量の課題（特に英語・数学では課題量が多く）をこなさなければならなくなり、その結果、やむなく生じたミスに対して、教員からの厳しい指導が加わって恐怖が募り、課題へ向き合うことがますます困難になったと考えられる。こうしたストレス負荷により心身症状が出現し、次第に抑うつ状態へ移行し、ときに希死念慮が生じるようになった。
- (3) 中学校2年生になると教員に怒鳴られるなどの心理的ストレスは減少したものの、Aさんは「叱責されない状態を維持しなければならない」という強い緊張を抱え続け、かつ、大量の課題に取り組む状況が続いた。その結果、楽しみにしていた部活動の継続も危ぶまれるようになり、Aさんの絶望感はさらに増大した。こうした複合的な要因により、Aさんの希死念慮は強まり、危機的な心理状態に至ったと推測される。

2 本件事案発生前までの事実経過

- (1) Aさんが本件学校入学早々に課題提出の不備について教員から叱責を受けたこと、中学校1年次の令和3年（2021年）6月頃から課題提出の遅れがあったこと、夏休みの課題に関して教員から連日、教室や教室前廊下等で指導されたことなどについて、本件学校からは家族に連絡がなく、家族はこの事実を同年10月まで把握していなかった。
- (2) 同月には課題提出の遅れをめぐる問題（課題の紛失、職員室への呼び出し、遅れて出した課題の受け取り拒否など）が立て続けに起きた。遺族が本件学校に相談したにもかかわらず、教員らは、Aさんに対して非難や叱責を加えるだけで、支援的なかわりを行った形跡は見られない。
- (3) 本件学校では、hyper-QU（楽しい学校生活を送るためのアンケート）が実施されているところ、Aさんのhyper-QUの結果を見ると、中学校1年次の同年6月、同年11月にいずれも学校不適応のサインが出ており、中学校2年次

の令和4年(2022年)5月17日には「要支援群」(いじめ被害や不登校になる確率が高く、早急な個別対応が必要な状態)に位置づけられ、「教師との関係」項目が最低であった。これらのhyper-QUの結果について、本件学校から保護者へ連絡はなく、結果を踏まえた支援が行われた形跡は見られない。

- (4) 同年8月17日から同月23日までの間に、Aさんは少なくとも3回(同月17日、同月22日、同月23日夜)、母親に夏休みの課題に取り組むよう指導されている。最終的に父親の励ましもあって課題は完成し、同月24日の朝には母親にサムズアップのポーズを示している。このポーズから、母親の指導のAさんへの影響はごく小さいと考えられる。

3 本件事案発生後の本件学校及び県教委の対応

- (1) Aさんは令和4年(2022年)8月24日に死亡したところ、同年10月13日、本件学校がAさんに関する基本調査報告書を県教委へ提出している。Aさんについて、hyper-QUは中学校の1年次に2回、2年次に1回の計3回実施されているが、基本調査報告書には2年次の結果(同年5月17日実施)しか記載されていない。また、「教師との関係」という項目が最低であったにもかかわらず記載がなく、中学校1年次の課題提出をめぐる問題についての記載もないなど、遺族が不信感を持ったとしてもやむを得ない内容であった。
- (2) 本件学校は、遺族に対し、基本調査の内容について口頭で説明したが、当初、基本調査報告書は交付しておらず、また、詳細調査については説明もしていなかった。背景調査の指針では、遺族の要望がある場合に詳細調査に移行するとされているところ、本件学校の対応は、遺族が詳細調査への移行を希望するかどうかを判断することを困難にさせた不適切な対応であった。
- (3) 県教委が制定した県教委要綱(令和5年(2023年)4月13日施行のもので後に廃止された)は、調査委員会の設置を急ぐあまり、調査委員などに関する遺族の要望に十分配慮できていなかった。

第3 再発防止に関する対応策及び改善策等の提言

I 日頃からの教育・指導・生徒支援の在り方について

- 1 生徒が「一人の人間として大切にされている」と感じられる指導・教育の実現(提言1)
- 2 教育相談体制の拡充について(提言2)
- 3 学校・県教委から独立した、生徒の相談(事実確認・報告・提言)窓口の設置(提言3)

II 事案発生後の対応について

- 1 児童生徒の自殺等が起きたときの総合的な対応マニュアルの整備(提言4)
- 2 背景調査の適切な実施(提言5)
- 3 自殺事案における警察の情報提供の在り方について(提言6)
- 4 事後の心のケアの体制整備(提言7)
- 5 遺族支援の体制の検討(提言8)

III 各提言を実行するための計画の作成と進捗状況の確認・公表